

弘前市条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は建設関連業務（測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について実施する条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「条件付き一般競争入札」とは、市が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により、契約毎に必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事等（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、「弘前市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領」の対象工事及び災害その他の理由により緊急を要する工事についてはこの限りでない。

- (1) 設計金額が5,000,000円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が5,000,000円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額が5,000,000円以上の電気工事
- (4) 設計金額が5,000,000円以上の管工事
- (5) 設計金額が1,000,000円を超える建設関連業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建設工事等

(入札参加資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、対象工事が建設関連業務である場合は、第6号から第9号までを除く。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 弘前市指名競争入札参加者等選定規程（平成18年弘前市訓令第19号）第5条第1項に規定する有資格者名簿において、対象工事毎に定める業種に登録がある者であり、かつ、級別の格付けがある業種の場合にあっては、当該等級の者であること。
- (4) 弘前市建設業者等指名停止要領（平成18年2月27日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止の措置を、公告の日から弘前市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限までの間において受けていないこと。

- (5) 対象工事毎に定める基準を満たす主任技術者、監理技術者、照査技術者等を配置できること。
- (6) 対象工事に対応する業種について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (7) 契約規則第3条第1項に規定する要件を満たす者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格として定めることができる。

- (1) 事業所の所在地に関する事項
- (2) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の総合評定値に関する事項
- (3) 同種又は類似の建設工事等の履行実績に関する事項
- (4) 共同企業体の構成員及び結成に関する事項
- (5) その他必要があると認めた事項

（公告）

第5条 市長は、対象工事を条件付き一般競争入札に付そうとするときは、建設工事については入札日から起算して少なくとも17日前までに、建設関連業務については入札日から起算して少なくとも15日前までに政令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

（入札参加資格審査申請）

第6条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 総合評定値通知書の写し
- (2) 配置予定技術者調書（様式第2号）
- (3) 施工実績調書（様式第3号）
- (4) 業務実績調書（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市が行う入札に関する事務をインターネットを利用して処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う場合（以下「電子入札」という。）にあつては、前項の規定による提出に代えて、前項各号に規定する書類を電子入札システムを使用して提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格の審査)

第7条 市長は前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を審査し、その結果を弘前市条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札にあっては、同項の規定による通知に代えて、電子入札システムを使用して送付する参加資格確認通知書により通知することができる。
- 3 前2項の規定により、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その決定に不服があるときは、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。
- 4 市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による請求者に入札参加資格があると認める場合においては、第1項及び第2項の通知を取り消し、当該入札に参加させるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 市長は、前条第1項又は第4項の規定により条件付き一般競争入札に参加できることとなった者(以下「入札参加資格者」という。)が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 第4条に規定する入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。
- (3) 第6条の申請書又はその他添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げる者のほか条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

(事業協同組合の取扱い)

第9条 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合が条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

(設計図書)

第10条 対象工事の設計図書等は、必要に応じ、閲覧、貸出、配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

- 2 市長は、前項の供覧に代えて、設計図書等の販売を行うことができる。

(質疑応答)

第11条 設計図書等に関して質疑がある者は、提出期限日までに質疑応答書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の質疑があったときは、回答期限日までに回答するものとする。

(入札の執行)

第12条 条件付き一般競争入札は、弘前市建設工事予定価格事前公表事務取扱要領（平成18年2月27日制定）、弘前市建設工事最低制限価格制度要領（平成18年2月27日制定）及び弘前市業務委託契約最低制限価格制度要領（平成18年2月27日制定）に基づき執行するものとする。

2 対象工事（建設関連業務を除く。）の入札に参加する者は入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

(その他)

第13条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月20日から施行し、同日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行し、同日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、同日以後に公告する条件付き一般競争入札

について適用する。

附 則

この要領は、令和３年１０月１日から施行し、同日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。

附 則

この要領は、令和７年７月１日から施行し、同日以後に公告する条件付き一般競争入札について適用する。